

令和 7 年度

大阪府塗料製造業

最低賃金専門部会

第 1 回 会議次第

令和 7 年 8 月 20 日（水）午前 10 時 00 分
（大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用 B 会議室）

1 開 会

2 議 事

- （１）部会長及び部会長代理の選出について
- （２）審議の進め方について
- （３）審議資料について
- （４）大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

大阪府塗料製造業
最低賃金専門部会委員名簿

令和7年8月1日任命

	氏 名	現 職	備 考
公益委員	表田 充生	神戸学院大学法学部 教授	
	北川 亘太	関西大学経済学部 教授	
	村上 礼子	近畿大学経済学部 総合経済政策学科 准教授	
労働者委員	澤谷 誓之	日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長	
	関根 新	日本ペイント労働組合 中央執行委員	
	茂越 文敏	水谷ペイント労働組合 執行委員長	
使用者委員	池田 謙祐	関西ペイント株式会社 日本汎用事業部門 管理本部 人事部 人事3G グループリーダー	
	三條場 康二	日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会 社 人事部 人事管理室 マネージャー	
	土田 順一	久保孝ペイント株式会社 管理部管理グループ グループリーダー	

(五十音順)

令和 7 年度大阪府塗料製造業最低賃金

専 門 部 会 資 料

資料	1	大阪府塗料製造業最低賃金専門部会運営規程	1
資料	2	令和 7 年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料	3	令和 7 年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料	4	申出書	6
資料	5	大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	8
資料	6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	10
資料	7	令和 7 年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ（案）	11
資料	8	大阪府塗料製造業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	12
資料	9－1	令和 7 年度改正の必要性の有無に係る意見書（労働者側）	13
資料	9－2	令和 7 年度改正の必要性の有無に係る意見書（使用者側）	17
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット	21
資料	11－1	令和 7 年春季賃上げ妥結状況（最終報）	23
資料	11－2	令和 7 年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	31

大 阪 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
大阪府塗料製造業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府塗料製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年8月20日から施行する。

この規程は、平成25年8月22日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月20日から施行する。

令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和7年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和7年6月30日現在

	最低賃金の件名及び産業分類	意向表明 改正申出年月日	申 出 者	労 働 者 数	合意労働者数 (割合)	備 考
改	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議 長 牧野 光正	2, 023	1, 084 (53. 6 %)	労働協約ケース
	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣	18, 498	6, 619 (35. 8 %)	労働協約ケース
正	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	全電線大阪地方協議会 議 長 絹田 伸一 アルミ関連労協 議 長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会 長 森 義仁	5, 640	3, 629 (64. 3 %)	労働協約ケース
	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	66, 669	26, 102 (39. 2 %)	労働協約ケース
決	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	電機連合大阪地方協議会 議 長 嶋本 貴至	30, 747	28, 734 (93. 5 %)	労働協約ケース
	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議 長 森 茂喜	14, 263	6, 115 (42. 9 %)	労働協約ケース
定	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和7年2月28日 令和7年6月30日	自動車総連大阪地方協議会 議 長 森 茂喜	16, 877	6, 436 (38. 1 %)	労働協約ケース

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計

2025年 6月30日

大阪労働局

局長 志村 幸久 様

大阪市西区江戸堀1丁目3-15

日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC 連合）

JEC 連合大阪地方連絡会

議長 牧野 光正

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府塗料製造業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者……1,084人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において、塗料製造を含む使用者に使用される労働者
但し、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入後3月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ ラベルはりの業務

ニ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの
送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包は18リットル缶未満の充てん
製品運搬の業務



以上 2,023名

3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

大阪府塗料製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,084人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 1,084人

大阪府における塗料製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数 2,023人

・労働協約上の賃金の最も低い額 1,173円/時間額

・現在適用されている法定最低賃金額 1,120円/時間額

6. 添付書類

①申出を行う者が申出書に掲げる範囲の基幹的労働者を代表するものであることを明らかにすることができる書類。

②当該労働協約の写。

③申出について当事者である労働組合の全部の合意があったことを証する書類。

④当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類。

⑤当該労働協約に定める賃金の最低額が月額で表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類。

以上



令和6年9月30日

大阪労働局長
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基 0702 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ラベルはりの業務
 - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18 リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,120 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 6 年 12 月 1 日



大労発基 0714 第 2 号
令和 7 年 7 月 14 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
高橋 秀誠

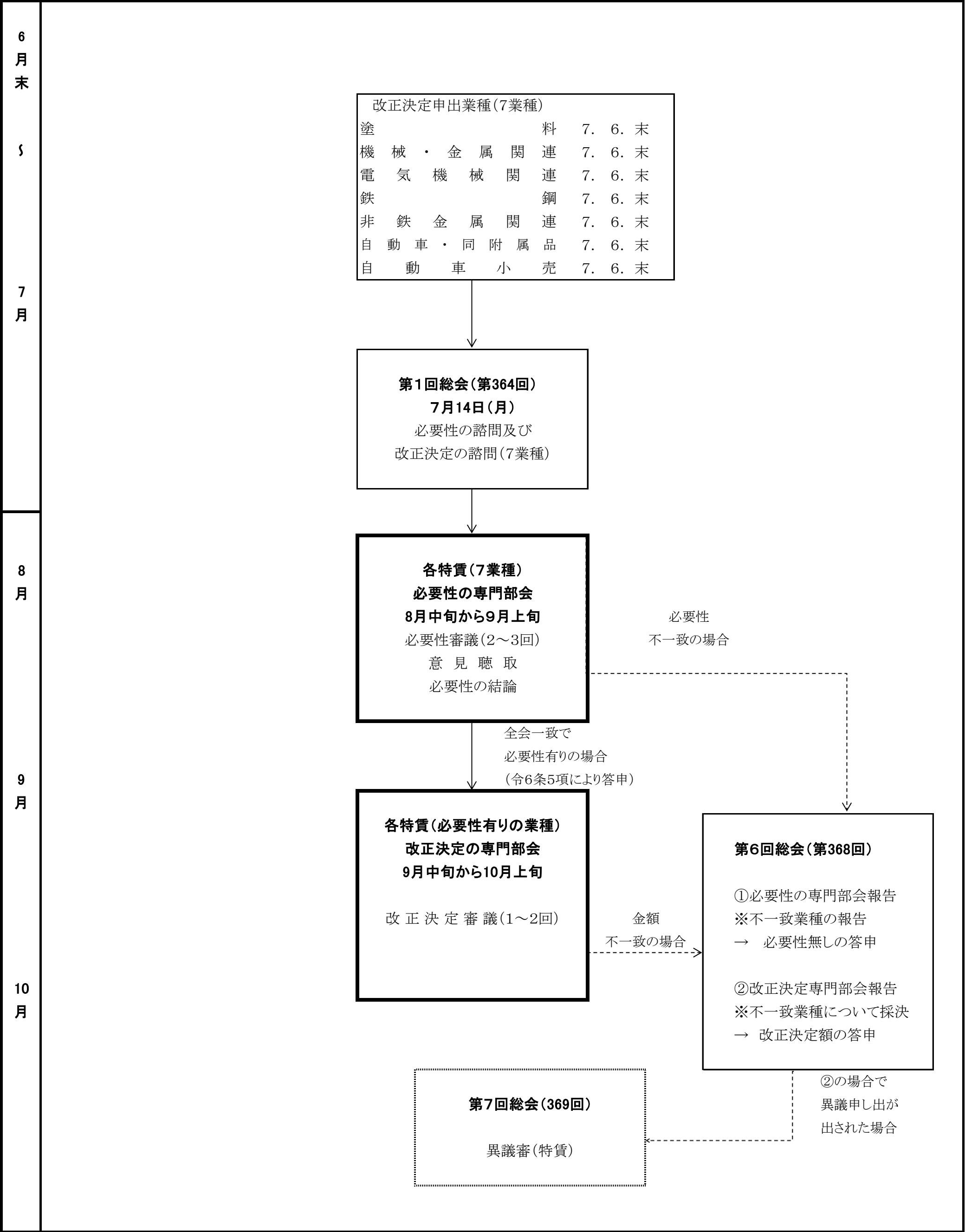
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和7年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)



塗料製造業の改正申出にかかるとる企業内
最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 1,120

事業所番号	適用労働者数 (名)	所定労働時間数 (時間)	所定労働日数 (日)	令和7年協約金額		
				月額(円)	日額(円)	時間額(円)
A	155	7.50	20.0	—	9,750	1,300
B	427	7.50	20.0	—	—	1,173
C	156	7.50	20.0	—	—	1,173
D	98	7.50	20.0	—	—	1,220
E	37	7.50	20.0	—	—	1,200
F	80	7.50	20.0	—	—	1,270
G	90	7.50	20.0	181,124	9,060	1,210
H	39	7.50	20.0	181,500	9,075	1,210
I	2	7.50	20.0	184,000	9,200	1,227
合計	1,084					

※網かけ部分は、協定額のうち最低額。

別 紙

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	塗料製造業 最低賃金
労・使 側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

◇塗料出荷動向

2024年度（4月～3月）の塗料出荷数量は、前年度比1.6%減の148.2万トン、出荷金額は1.5%増の7432.9億円となりました。船舶分野の堅調さはあるものの、その他分野の低調傾向が鮮明であり、単価は上昇するも、円安による原料高、人手不足、建築コストの高止まり、さらには2024年問題による運搬費上昇の影響を受けた1年となりました。

一方、日本塗料工業会の2025年需要予測においては、「前年度の低調傾向から完全には脱せず、全体的には今だ予断を許さない状況ではあるが、電気機械・機械・金属製品など工業関連はわずかながら回復傾向で、粉体や機能性塗料市場の成長も見込まれる。ほぼ前年度維持を予想するが、さらなる回復を期待したい。」とあり、復調の兆しも見えています。

◇塗料部会の取り組み

塗料部会の企業内最低賃金の取り組みにおいては、特定最低賃金（塗料）の取り組み意義やこれまで努力をして積み上げてきた水準を守っていくため、以下の観点で取り組みを強化していくことを確認しています。

企業内最低賃金は、非正規労働者の処遇改善を主とした賃金の底支え・社会的波及効果という観点から非常に大切であり、上部団体である連合・JEC連合も「底支え」の取り組みとして生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、企業内最低賃金のミニマム水準が1,150円、到達水準として1,200円を示しています。また、塗料部会加盟組合の企業内最低賃金は昨年必ずクリアする目標に掲げた1,150円に満たない組合があるものの、このままでは4府県に設定されている特定最低賃金の上げ幅が制限され、特定最低賃金が地域別最低賃金に飲み込まれる可能性があります。このことから、1,250円以上を目指すことを2025春闘方針で掲げ、2025春闘で要求を行った組合は18単組（昨年は16単組）となり、13単組（昨年15単組）で10円～110円の増額となりました。各企業、各単組が特定（産別）最賃の特有性を判断考慮し地域別最賃を見据え、増額に取り組む成果を出しています。こうした結果を踏まえても、賃金のセーフティーネットとしての重要性、特定最賃に取り組む基本的な視点からも最低賃金の改正の必要性を有りと判断します。

2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

◇塗料産業の実態

2024 年度

出荷数量 1,481 千トン（前年比 1.6%減）
出荷金額 7,432 億円（前年比 1.5%増）

2025 年 3 月期 上場 8 社決算（平均）連結

売上高 9,141 億円（前年比 105.3%）
経常利益 802 億円（前年比 95.6%）

*2025 年 3 月期 上場 9 社決算（平均）連結【IFRS 含む】

売上高 25,979 億円（前年比 112.4%）
経常利益 2,617 億円（前年比 102.1%）

引用資料：（一社）日本塗料工業会：塗料生産数量・出荷数量・出荷金額実績表、塗料上場各社 2025 年 3 月期決算（日本ペ HD は 12 月決算（IFRS）、川上塗料は 11 月決算、ナトコは 10 月決算）

◇ナフサ価格

24 年 3 月～4 月の期間について、24 年 5 月に 7 万円台後半まで上昇した後、低下傾向にあり、25 年 3 月以降も低位な傾向が続いている状況にあります。

（単位：円/kg）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年	各月	62,979	62,248	67,416	66,420	66,265	63,510	59,389	59,039	66,200	72,209	72,287	68,238
	Q平均	66,500			67,500			63,600			72,800		
2024年	各月	68,481	70,191	72,976	75,535	78,035	77,685	78,273	75,993	70,700	68,979	73,029	71,359
	Q平均	72,500			79,000			76,900			73,200		
2025年	各月	71,996	72,036	70,279	68,215	62,737							
	Q平均	73,400											

※各月の数字において、青の文字は速報値、黒の文字は確定値です。
※Q平均は3ヶ月の平均金額に2,000円/kgを足し、10の位を四捨五入した金額となります。
（出典：財務省貿易統計）

◇大阪の経済情勢について

大阪では、生産動向が弱含んでいるものの、需要面では個人消費が持ち直してきている状況となっています。先行きについては、物価上昇等による経済への影響や、世界の経済・金融の動向について引き続き注意が必要とされています。

需要									
	総合	消費				投資		貿易・観光	
	一致CI (大阪)	大型小売店 販売(大阪)	コンビニ 販売(大阪)	家電販売 (大阪)	新車販売 (大阪)	新設住宅着 工(大阪)	建築物着工 (大阪)	輸出 (近畿)	関空外国人 旅客
5月		↓	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑
4月	↓	↓	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑

供給						*前年同月と比較し、上向きの矢印は「景況改善」、下向きの矢印は「景況悪化」。ただし、一致CI、生産指数、有効求人倍率は季節調整済みのため、前月との比較。失業率と倒産件数は、減少・低下が景況改善となり、上向きの矢印となる。
	生産		倒産	雇用		
	生産指数 (大阪)	生産指数 (全国)	倒産件数* (大阪)	有効求人倍 率(大阪)	失業率* (近畿)	
5月		↑	↑	↓	↑	
4月	↓	↓	↓	↑	↑	

引用資料：大阪産業経済リサーチセンター 大阪経済の情勢（2025年7月レポート）

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

◇2025 春闘（加重平均）

塗料部会	18,666 円（5.13%）
Aグループ（大手10社）	19,943 円（5.47%）
Bグループ（中小18社）	9,602 円（2.72%）

引用資料：JEC連合塗料部会 2025 春闘回答速報

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

上部団体が掲げる方針を基本的な考え方としながら、「生活水準向上」「労働環境改善」「団結・共闘」を3つの柱とし、塗料業界で働くすべての仲間のモチベーション向上に繋げるべく方針実現に向け取り組み、様々な視点から春闘に臨みました。

2025 春闘は、多くの先行大手労働組合が昨年（2024 春闘）を大幅に上回る有額回答を勝ち取りました。塗料業界においても例外ではなく「人への投資」と「月例賃金」「働きの価値に見合った賃金水準」を意識して粘り強い交渉を行ってきた結果、昨年より大きな成果を残すことができました。しかしながら、今回奮闘するも要求通りにいかなかった組合も多くあり、その結果、実質賃金・可処分所得の増加には結びついていません。

また、消費者物価指数は、2025 年度に2%台前半となったあと、2026 年度は1%台後半、2027 年度は2%程度となると予想されています。そのような状況の中、例えば、塗料の特定最低賃金額である最高額の1,120 円で2,000 時間働いても年収220 万円程度と、いわゆるワーキングプア水準に留まります。このような試算も踏まえて、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきであると考えます。

表1 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数及び前年同月比

2020年=100

		2024年						2025年						
原数値		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
総合	指 数	108.2	108.6	109.1	108.9	109.5	110.0	110.7	111.2	110.8	111.1	111.5	111.8	111.7
	前年同月比 (%)	2.8	2.8	3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6	3.5	3.3
生鮮食品を 除く総合	指 数	107.8	108.3	108.7	108.2	108.8	109.2	109.6	109.8	109.7	110.2	110.9	111.4	111.4
	前年同月比 (%)	2.6	2.7	2.8	2.4	2.3	2.7	3.0	3.2	3.0	3.2	3.5	3.7	3.3
生鮮食品及び エネルギー を除く総合	指 数	106.6	106.9	107.4	107.5	108.1	108.4	108.4	108.5	108.7	109.2	109.7	110.0	110.3
	前年同月比 (%)	2.2	1.9	2.0	2.1	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	3.0	3.3	3.4

引用資料：総務省 2020年基準 消費者物価指数 全国 2025年（令和7年）6月分

3. その他

ここ最近での地域別最低賃金の上昇により、産業における特定（産別）最賃のあり方が問われています。地域別最低賃金の役割（＝全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する賃金）と明確に区別された、特定産業における基幹的労働者の最低賃金として「比較的賃金の高い労働者の不当な切り下げによる競争を防止するという本来の機能」を果たしうる特定（産別）最賃の水準（セーフティーネット）を確立することが急務となっています。

労働市場は、少子高齢化や労働力人口の減少・離職の増加により人手不足が本格化になり、競争激化することが予想されます。そのような状況下において、特定（産別）最賃の水準は、塗料産業の社会的地位を表すものであり、産業の存続・発展にとって極めて重要な要素です。優秀な人材を確保し、企業として社会に貢献するためにも、最低賃金をあげることが必要と考えます。

労働組合のない企業では、最低賃金時間給（パート、アルバイトなど）を上げるためには、特定最低賃金を上げてもらわないと引き上げる根拠が薄いため、結果として他産業、多業種に人が流れ、募集しても人が来ない状況との話をお聞きしたことがあります。大阪府での化学工業（塗料含む）労働市場以外でも募集賃金の上昇が見られますが、労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も考慮すべきです。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名： 日本ペイント労働組合 関根 新

記述年月日： 令和 7年 7月 28日

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪塗料製造 業 最低賃金
労・使 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。
大阪府塗料製造業の最低賃金改正の必要性は無いと考えます。主な根拠は以下の通りです。

1. 雇用情勢および失業率

総務省「労働力調査（2025年6月速報値）」によれば、大阪府の完全失業率は2.6%と全国平均（2.5%）とほぼ同じ水準で推移しており、大阪ゆえに極端な人手不足や失業増加といった労働市場の変動は確認されていない。

塗料製造業も、特定の人材不足や大量離職といったものではなく、統計上では一定の雇用の安定が続いている。

2. 塗料生産量の推移

日本塗料工業会によると、2025年度（25年4月～）の国内塗料生産量は溶剤系・水性系を合わせて約14.1万トンであり、2024年度（約14.6万トン）と比べても下回っている水準（対前年96.8%）となっている。大阪府内の主要メーカーも、需要回復の兆しは見られるものの、厳しい状況は続いており、業界の売上や利益は限定的な回復に留まっている。

3. 原材料コスト（ナフサ価格）の動向

財務省貿易統計によれば、2025年4月のナフサ価格はkg当たり約68,215円と依然高止まりしており、2022年度以降の高騰水準が続いている。原材料コストの高騰は、塗料製造業界の利益圧迫要因となっており、安定経営を妨げている現状が未だ継続している。

4. 賃金水準と最低賃金の差

大阪府塗料製造業の特定産業別最低賃金は1,120円だが、2024年10月に改定された地域別最低賃金は1,114円であり、現実の業界賃金との乖離はごくわずかである状況が続いている。実態として、最低賃金と現場の賃金水準がほぼ同等となっている。

上記を踏まえ、

記述年月日：令和 年 月 日

- 雇用や失業率が安定している。
- 生産量が前年より下回っており、2019 年度のコロナ前以降、低水準が継続している。
- 原材料価格の高止まりで経営環境が引き続き厳しい。
- 最低賃金と現実の業界賃金の差が小さく、25 年度地賃も相当額のアップが見込まれる。

が明らかであり、これら複合的な要素を踏まえると、大阪府塗料製造業において 2025 年時点で最低賃金をさらに引き上げる必要性は極めて低いと判断する。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示してください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2025 年現在、大阪府の塗料製造業は、経営実績および支払能力の双方からみて、最低賃金をさらに引き上げるだけの余力に乏しい状況と考える。

まず、経営実績の面では、上記にも記載のとおり生産量が低調となっており、これは府内主要企業も同様で回復が鈍く、低い水準に留まっている。特に中小企業では、慢性的な需要低迷と取引先からの価格交渉の圧力も重なり、収益力の改善が進んでいない。

さらに、粗利率や営業利益率も依然として低調である、原材料であるナフサや顔料などの調達コストは高止まりが続き、2025 年 1～3 月のナフサ平均価格は kℓ 当たり約 73,400 円と前年同時期と同水準 (72,500 円) であり、2021 年 (38,800 円) とは約倍近く高い水準となっている。このため、最終製品の価格転嫁が十分に進まず、利益率を圧迫する大きな要因となっている。

これに加え、昨今の春闘賃上げ要求などの人件費の高騰も高い水準にあり、その負担が経営を圧迫しており、新たな最低賃金引き上げがさらなる負担増となることを示唆している。

支払能力の観点からも、すでに大阪府塗料製造業の最低賃金は 1,120 円であり、2024 年改定の府最低賃金 (1,114 円) との差がほとんどなく、多くの企業が人件費のコストアップを事業運営で吸収する余力を持ちにくく、今後の最低賃金引き上げは、雇用維持や事業継続にも悪影響を及ぼすリスクがあると考ええる。

以上のように、現在の経営実績および支払能力を総合的に判断すると、大阪府塗料製造業においては、最低賃金をさらに引き上げることは困難であり、現行水準の維持が産業全体の安定と雇用確保のために必要といえる。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

記述年月日：令和 年 月 日

2025 年現在の大阪府における生活の実態をみると、物価は近年上昇傾向にあるものの、標準的な生活費と最低賃金の水準とのバランスを考慮すれば、塗料製造業の最低賃金をさらに引き上げる必要性は低いと考える。

まず、総務省「消費者物価指数（CPI）」によると、全国の 2025 年上半期の物価上昇率は前年比+3.5%程度となっており、以前高い水準となっていることは確かであるも、同時に賃金の上昇も進められている。

塗料製造業の多くは既に地域別最低賃金 1,114 円を上回る 1,120 円であり、生活コスト上昇に対する賃金の追従も一定程度なされているといえる。また、2025 年度地域別最低賃金も相当額アップが予測される中、追加的な引き上げの必要性は低いと考える。

④ その他

雇用維持・雇用機会の確保

最低賃金の過度な引き上げは、賃金コストの増加により中小企業の経営を圧迫し、場合によってはパート・アルバイトの雇用削減や非正規雇用化が進む可能性があります。これにより、特に未経験者や高齢者、主婦層などの就業機会の減少につながるおそれがあり、「働く場の確保」という観点からも慎重な対応が求められると考える。

国際競争力・価格転嫁の困難性

塗料製造業は材料コストや為替変動、海外メーカーとの競争など外部環境の影響を強く受けます。最低賃金の引き上げ分を製品価格に転嫁することは難しく、結果としてコスト高を吸収できない企業の国際（国内）競争力が低下し、事業の縮小や撤退といった事態も懸念される。

労使協調・自主的な賃金交渉の重要性

業界内では労使間の自主的な賃金交渉や労働条件改善を通じて、働く人の処遇向上を目指す取り組みも行われている。最低賃金の機械的な引き上げに頼るのではなく、各現場の実態や企業ごとの事情をふまえた労使協調による改善がより持続的な発展につながるものと考えます。

技術革新・雇用構造変化への対応

塗料製造業においては、省力化・自動化技術の導入も進んでおり、単純労働の減少や職種の変化も見込まれている。最低賃金の引き上げによって、こうした合理化投資が加速し、未熟練労働者の雇用機会が縮小する

記述年月日：令和 年 月 日

可能性もある。

以上のように、「雇用の維持」「国際競争力」「労使協調」「技術革新への対応」など、さまざまな観点からも塗料製造業の最低賃金引き上げには慎重な判断が求められると考える。

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社

人 事 部 長 川 口 公 高

記述年月日：令和 年 月 日

令和6年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲	
	1,114円 (令和6年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗料製造業	1,120円 (令和6年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業	1,120円 (令和6年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,127円 (令和6年12月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,127円 (令和6年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車・同附属品製造	1,119円 (令和6年12月1日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。	
自動車小売業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)		

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

Check!

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00~17:00(水曜日のみ18:00まで)

Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



2 賃金引上げを支援する制度

◆業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

社会保険適用時処遇改善コース！

いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。

どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！



詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900

◆その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



(2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



(3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、**中小企業省力化投資補助事業コールセンター** TEL:0570-099-660



(4)IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター** : 0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる²⁴情報を掲載しています。



令和7年6月6日(金)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 塩崎・立石

▽直通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:509組合(加重平均)】

【調査時点:5月26日現在】

□ 妥結額 15,948円(前年:14,578円)

□ 賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となり、妥結額は16,000円に迫る水準、賃上げ率は5%を超える水準となっている。
- 企業規模別では、「300～999人」「1,000人以上」の規模において妥結額が15,000円を、賃上げ率が5%を超えている。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ
調査資料一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月26日までに妥結額が把握できた668組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな509組合(163,943 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

・石破総理は、令和 7 年年頭の記者会見において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現する」として、「今年の春季労使交渉においても大幅な賃上げを行うことへの協力を要請した。最低賃金を2020年代に全国平均 1,500 円に引き上げるという高い目標の実現に向け、国としても最大限の対応策を講じていく」と述べました。また、「デフレ経済の下、我が国企業の配当や海外投資は増える一方、国内投資や賃金は伸び悩んできた。企業が未来に向けた成長投資に更に踏み込む新たな環境整備を進めていく。投資が賃上げにつながり、消費に結びつくという好循環を実現するためには、社会保障制度の安心の確保は不可欠であり、手取り増を求める声に応え、制度の持続可能性を維持・強化することが重要」と述べました。

〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和6年11月28日に公表した「2025 春季生活闘争方針」をふまえ、「この数年、確実に賃上げが続いてきたことは、低空飛行から抜け出すチャンスであり、それを巡航軌道に乗せることで、再び豊かさを実感できる社会へと動き出すことに繋がるものと確信をしている」とし、加えて、「その動きは、一部の層、一部の人たちだけのものではならない。全員揃って豊かにならないと、国は決して繁栄しない。このことをしっかりと胸に刻んで、『みんなでつろう！賃上げがあたりまえの社会』というスローガンのもと闘い抜こう」と述べました。

・日本経団連の十倉会長は、令和7年1月7日の経済三団体共催 2025 年新年祝賀パーティー後の共同会見において、「2023 年は高水準の賃金引上げモメンタム「起点」の年、2024 年はそれが大きく「加速」した年となった。2025 年はこの流れを「定着」させる年にしたい」とし、さらに「重要なことは働き手の約7割を雇用する中小企業と、約4割を占める有期雇用等労働者の賃金引上げ・処遇改善である。中小企業の賃金引上げには、適正な価格転嫁を進めることが不可欠。労務費を含む適正な価格転嫁が重要という認識や「良い製品・良いサービスには相応の価値が付く」ことをソーシャルノルム(社会的規範)として浸透させていく必要がある」と述べました。その上で、春季労使交渉に向けては、「昨今の物価上昇に鑑み、ベースアップを念頭に置いた賃金引上げの実施を広く呼びかけていく方針である。「成長と分配の好循環」の重要なパーツである賃金引上げに、今年もしっかり取り組んでいく」と決意を示しました。

〈経済的背景〉

・内閣府は、令和7年1月 23 日に公表した月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月中旬までに要求書を提出、3月12日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
○連合「連合白書（2025 春季生活闘争の方針と課題）」 (令和 6 年 12 月) ・「未来づくり春闘」を掲げたこの 3 年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを前提とした考え方や慣行にも変化が生じつつある。 ・この 3 年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的地位も低いままである。日本の実質賃金をわが国全体の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き上げることでスピードアップをはかる必要がある。 ・経済を巡航軌道に乗せていくには、物価を上回る賃上げが持続することが必要であるとの結果が示されている。低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることがめざす必要がある。 ・賃上げを継続し、改善幅を拡大していくには、生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ分 3 %以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め 5 %以上 ・中小労組などは格差是正分 1 %以上を加え 18,000 円以上、6 %以上を目安。 ・雇用形態間格差是正の観点から経験 5 年相当で時給 1,400 円以上をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に時給 1,250 円以上で締結。 ○全労連・国民春闘共闘委員会「25 国民春闘方針」 (令和 7 年 1 月) 〈基本的な考え方〉 ・2024 年 8 月消費者物価指数は、4 年前の 109.1%、前年比 3.0%増、食品、電気代、日常消耗品費は 4 年前の 1.2 倍。 ・大企業の賃上げは、非正規労働者への置き換え、ジョブ型賃金等による成果、能力に基づく支払いや一時金による調整などが巧みに組み合わせられ総額人件費は減少。大企業が賃上げのけん引役などに全くなっていない。 ・大企業・投資家・富福層の富は増大し続けている。法人企業統計によると内部留保は 539.3 兆円と過去最大を更新。2012 年と比べると 200 兆円以上も増加している。 ・中小企業での大幅賃上げ・底上げの実現のため、中小企業の経営者に賃上げの決断をさせ、政府や自治体に、賃上げの直接支援策、とりわけ労務費の価格転嫁が適正に行われるよう規制を強めさせることが重要。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ：月 32,000 円以上、時給 200 円以上(10%以上) ・企業内・産业内最低賃金：月 225,000 円以上、時給 1,500 円以上	○経団連「2025 年版経営労働政策特別委員会報告」（令和 7 年 1 月） 〈連合「2025 春季生活闘争方針」への見解〉 ・連合は、「未来づくり春闘」を掲げた上で、2025 闘争を「動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年」と位置付け、新しいステージの定着に向けて取り組むこと、賃金と物価の好循環実現のカギとして、「賃上げの広がり」と格差是正「適切な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め認め合う取引慣行の醸成」を挙げている。連合が方針で示す問題意識や認識の多くは経団連と共通。 ・また、2024 闘争方針で掲げた要求水準を維持した点は、2025 年を賃金引上げの力強いモメンタム「定着」の年にしたいとの経団連の方向性と一致し、労働運動としても一定程度理解。 ・中小組合に対する取組みを強化したことも、働き手の 7 割を雇用する中小企業における構造的な賃金引上げの実現が不可欠とする経団連の考えと合致。労務費を含む適正な価格転嫁に向けた環境整備が必要との課題認識も共通。 一方で「18,000 円・6 %以上」とする中小組合の要求水準は、目安かつ労働運動であることを考慮しても極めて高い水準といわざるを得ない。 〈基本的な考え方〉 ・2023 年以降「デフレからの完全脱却」と「構造的な賃金引上げ」の実現に向け、近年にない高い熱量と決意を持って、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に取り組んでいる。各企業には「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と実行を求める。 ・「賃金引上げ」の検討にあたっては、月例賃金（基本給）や初任給、諸手当、賞与・一時金（ボーナス）など多様な方法・選択肢について、企業労使で真摯な議論を重ね、自社にとって適切な方法を見出し実行することが必要。 ・労使は、「闘争」関係ではなく、未来を「協創」する関係を目指していくとの決意を表明し、この強い想いは 2025 年の春季労使交渉・協議においても共通認識とすべき。 ・「人への投資」を実行・加速し「構造的な賃金引上げ」と「デフレからの完全脱却」を実現して、わが国社会の明るい未来を協創する「未来協創型」の労使関係の構築・確立に尽力した年と位置付けられるよう、これまで以上に「社会性の視座」に立った建設的な労使交渉・協議を働きかけていく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 15,948 円(前年:14,578 円)、賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%を超える水準となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、11,349 円（対前年比:432 円増、4.0%増）

「300 から 999 人」が、15,651 円（対前年比:1,337 円増、9.3%増）

「1,000 人以上」が、16,486 円（対前年比:1,469 円増、9.8%増）

となり、全ての規模で前年より増加しました。

(3) 産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

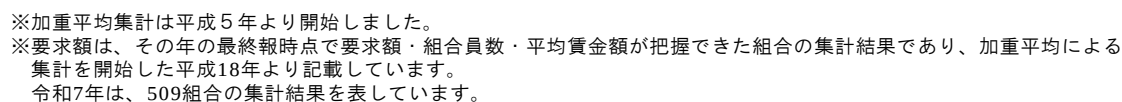
産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 18,016 円、非製造業の妥結額平均が 13,706 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(15,948 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「輸送用機械器具(21,343 円)」、「機械器具(20,462 円)」、「非鉄金属(18,713 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(10,838 円)」、「卸売・小売業(12,763 円)」、「電気機械器具(14,220 円)」等となりました。

【加重平均】

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412
521	18,055
481	19,720



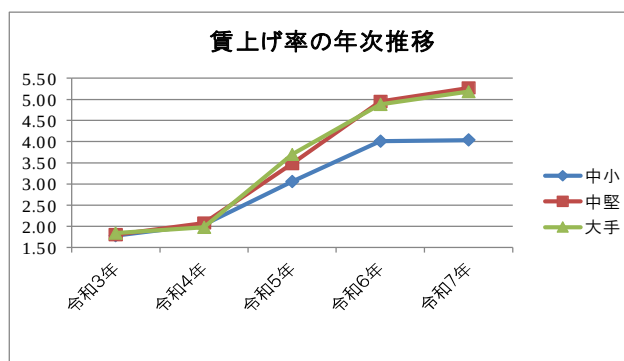
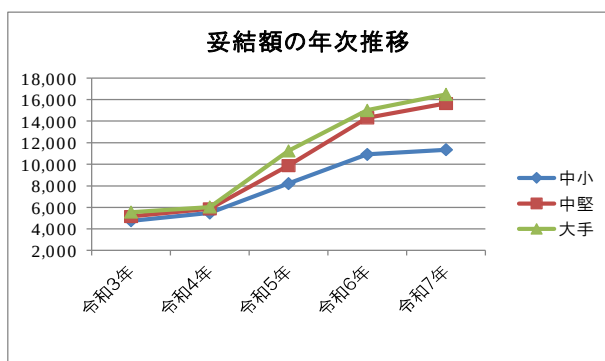
■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	26	305,463	7,152	2.34
	30～99人	89	275,829	9,757	3.54
	100～299人	120	281,516	11,851	4.21
299人以下		235	280,946	11,349	4.04
300～999人		111	297,207	15,651	5.27
1,000人以上		163	318,089	16,486	5.18
総平均		509	311,876	15,948	5.11

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90	7,152	2.34
	30～99人	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59	9,757	3.54
	100～299人	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13	11,851	4.21
299人以下		4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	11,349	4.04
300～999人		5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	15,651	5.27
1,000人以上		5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	16,486	5.18



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:509組合)【加重平均】

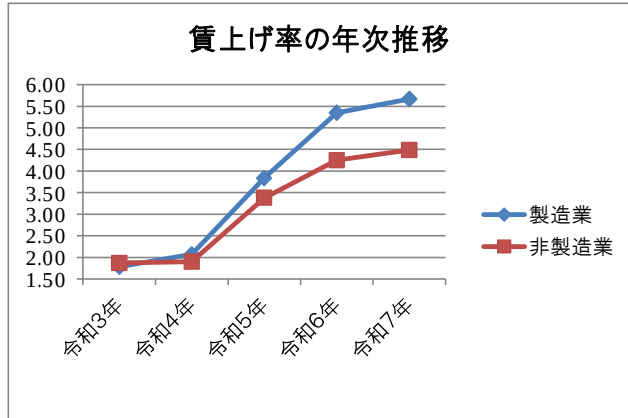
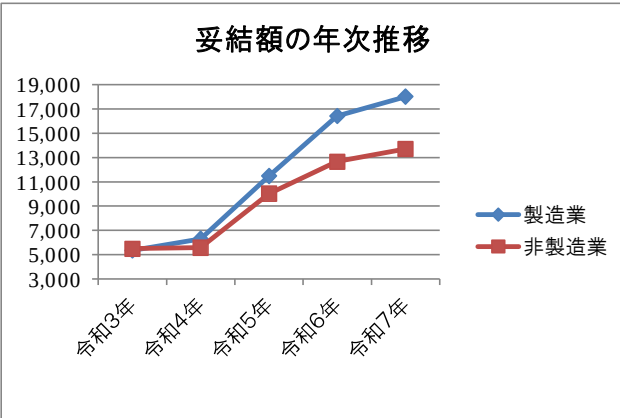
産 業		集計 組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計		509	163,943	311,876	15,948	5.11	19,720
製造業	製造業平均	342	85,264	317,768	18,016	5.67	20,523
	食料品・たばこ	29	4,277	317,861	16,805	5.29	17,936
	繊維、衣服	25	4,690	320,168	16,556	5.17	18,667
	木材、家具・装備品	4	865	296,182	17,576	5.93	20,489
	パルプ・紙・紙加工品	7	603	310,796	17,552	5.65	19,241
	印刷・同関連	7	2,336	287,802	11,339	3.94	20,946
	化学	47	6,486	346,140	16,846	4.87	20,895
	石油・石炭製品	2	340	309,688	18,848	6.09	18,883
	プラスチック製品	3	536	273,337	6,038	2.21	14,828
	ゴム、皮革製品	2	117	229,075	13,436	5.87	10,297
	窯業・土石製品	3	278	251,672	8,898	3.54	12,139
	鉄鋼	37	7,984	306,471	18,268	5.96	20,684
	非鉄金属	18	4,723	333,086	18,713	5.62	20,173
	金属製品	48	10,068	277,395	15,558	5.61	18,838
	機械器具	73	24,501	333,398	20,462	6.14	22,619
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	7,400	2.50	7,600
	電気機械器具	10	2,591	295,584	14,220	4.81	18,292
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75	23,400
	輸送用機械器具	17	12,219	324,712	21,343	6.57	21,890
	その他の製造	8	2,630	305,083	8,099	2.65	12,438
非製造業	非製造業平均	167	78,679	305,491	13,706	4.49	18,600
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利						
	建設業	12	4,609	316,638	14,849	4.69	20,782
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,281	312,741	10,838	3.47	15,888
	うち、通信・放送	1	398	252,722	18,500	7.32	21,000
	うち、情報サービス	2	25	390,257	10,860	2.78	17,127
	うち、情報制作(出版等)	14	858	338,323	7,283	2.15	13,481
	運輸業・郵便業	56	31,446	303,652	14,359	4.73	19,016
	うち、私鉄・バス等	18	23,488	305,706	15,020	4.91	20,402
	うち、道路貨物輸送	18	5,043	319,953	10,516	3.29	15,505
	うち、郵便業						
	うち、その他	20	2,915	258,909	15,674	6.05	20,781
	卸売・小売業	50	32,584	310,699	12,763	4.11	17,842
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	310,288	18,713	6.03	20,443
	うち、金融・保険業	1	9	395,000	24,490	6.20	27,650
	うち、不動産業	2	798	309,333	18,648	6.03	20,361
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	241,389	10,976	4.55	20,500
	飲食店、宿泊業	4	910	270,939	16,699	6.16	17,144
	生活関連サービス業、娯楽業	3	38	292,058	11,964	4.10	16,202
	医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	283,614	8,351	2.94	30,857
	うち、教育・学習支援業	3	97	240,238	8,894	3.70	17,588
	うち、医療・福祉	2	218	302,914	8,110	2.68	36,761
	複合サービス事業、サービス業	15	6,632	285,300	14,271	5.00	19,660
	うち、複合サービス事業	5	3,769	243,364	13,322	5.47	18,896
	うち、自動車整備・機械修理	1	74	206,445	10,000	4.84	18,575
	うち、賃貸・広告業	1	202	320,837	21,738	6.78	21,738
	うち、その他	8	2,587	345,877	15,194	4.39	20,642

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな481組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35	18,016	5.67
非製造業	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25	13,706	4.49



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和7年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
第1報	3月31日	626組合	611組合	203組合	206組合	105組合	117組合
		24,567円	21,435円	14,571円	14,231円	16,177円	16,817円
第2報	4月21日	733組合	743組合	511組合	472組合	366組合	326組合
		23,753円	21,244円	12,433円	11,469円	14,552円	13,623円
第3報	5月16日	760組合	779組合	597組合	576組合	471組合	440組合
		23,543円	21,106円	12,375円	12,056円	13,760円	13,726円
最終報	6月6日	782組合	804組合	671組合	683組合	668組合	678組合
		23,319円	20,950円	12,314円	12,034円	12,356円	12,095円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答・妥結	125組合	年間一時金	1,463,225円
	281組合	夏季一時金	713,740円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和7年6月12日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 塩崎・立石

▽直通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月26日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

【全体結果】(表1)

項目	令和7年	令和6年	対前年比
妥結額	16,056円	14,729円	1,327円増 (9.0%増)
賃上げ率	5.14%	4.83%	0.31ポイント増

【注】最終報(6月6日公表)の509組合(妥結額15,948円:賃上げ率5.11%)のうち今年、前年の妥結額が把握できた466組合による比較

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を上回っている。
- すべての企業規模で前年を上回っている。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を上回っている。

また、製造業では8割弱の業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月26日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた509組合のうち、前年の妥結額についても把握できた466組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析【集計組合数:466組合】

(1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額16,056円(前年:14,729円)が、対前年比1,327円増・9.0%増となり、前年を上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比 722 円増・6.6%増(令和7年:11,610 円 令和6年:10,888 円)

「300 から 999 人」が、対前年比 1,778 円増・12.5%増(令和7年:16,042 円 令和6年:14,264 円)

「1,000 人以上」が、対前年比 1,303 円増・8.6%増(令和7年:16,479 円 令和6年:15,176 円)となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和7年	令和6年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	20	8,445	6,865	1,580	23.0	
	30～99人	80	10,312	9,290	1,022	11.0	
	100～299人	112	11,965	11,327	638	5.6	
299人以下		212	11,610	10,888	722	6.6	↗
300～999人		97	16,042	14,264	1,778	12.5	↗
1, 000人以上		157	16,479	15,176	1,303	8.6	↗
全体加重平均		466	16,056	14,729	1,327	9.0	↘
全体単純平均(参考)			13,577	12,874	703	5.5	

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 18,271 円(対前年比 1,486 円増、8.9%増)、非製造業が 13,737 円(対前年比 1,161 円増、9.2%増)となりました。

製造業では、19 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位 3 業種と下位 2 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7		全体の8割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業・郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7		全体の6割強にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0		全体の8割弱にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲6,638	▲26.7		全体の5割強にあたる組合が前年よりマイナス妥結しており、全体としてもマイナスとなっているが、妥結額の平均は製造業全体とほぼ同水準であり、同業種が不調とまでは評価し難い。
卸売・小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲622	▲4.6		全体の6割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。なお、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なマイナスで妥結していることが、全体平均を押し下げ、結果として前年比マイナスとなっている。

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印で示しています。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	318	81,212	18,271	16,785	1,486	8.9	↗
食料品・たばこ	27	4,255	16,830	16,742	88	0.5	⇒
繊維、衣服	25	4,690	16,556	15,004	1,552	10.3	↗
木材、家具・ 装備品	4	865	17,576	14,353	3,223	22.5	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	6	497	18,519	16,573	1,946	11.7	↗
印刷・同関連	6	1,804	13,791	8,586	5,205	60.6	↗
化学	44	5,942	16,941	14,789	2,152	14.6	↗
石油・石炭製品	2	340	18,848	3,158	15,690	496.8	↗
プラスチック製品	3	536	6,038	10,549	▲ 4,511	▲ 42.8	↘
ゴム、皮革製品	2	117	13,436	5,998	7,438	124.0	↗
窯業・土石製品	2	228	9,753	8,098	1,655	20.4	↗
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲ 6,638	▲ 26.7	↘
非鉄金属	17	4,693	18,765	17,194	1,571	9.1	↗
金属製品	44	9,650	15,780	14,985	795	5.3	↗
機械器具	68	23,056	20,713	20,415	298	1.5	↗
電子部品・ デバイス	1	10	7,400	4,012	3,388	84.4	↗
電気機械器具	9	2,548	14,342	13,441	901	6.7	↗
情報通信 機械器具	1	10	15,400	15,400	0	0.0	—
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7	↗
その他の製造	6	2,548	7,849	13,857	▲ 6,008	▲ 43.4	↘

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和7年 (円)	令和6年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	148	77,587	13,737	12,576	1,161	9.2	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利							↘
建設業	10	4,362	14,725	13,149	1,576	12.0	↗
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0	↗
うち、通信・放送	1	398	18,500	15,000	3,500	23.3	↘
うち、情報サービス	2	25	10,860	13,331	▲ 2,471	▲ 18.5	
うち、情報制作(出版等)	14	858	7,283	6,604	679	10.3	
運輸業・郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7	↗
うち、私鉄・バス等	18	23,488	15,020	11,496	3,524	30.7	↘
うち、道路貨物輸送	14	4,837	10,497	8,327	2,170	26.1	
うち、郵便業							
うち、その他	19	2,880	15,804	17,249	▲ 1,445	▲ 8.4	
卸売・小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲ 622	▲ 4.6	↘
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	18,713	18,309	404	2.2	↗
うち、金融・保険業	1	9	24,490	19,722	4,768	24.2	↘
うち、不動産業	2	798	18,648	18,294	354	1.9	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業	2	57	10,976	12,842	▲ 1,866	▲ 14.5	↘
飲食店、宿泊業	3	701	16,430	14,926	1,504	10.1	↗
生活関連サービス業、娯楽業	3	38	11,964	11,522	442	3.8	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	8,351	7,154	1,197	16.7	↗
うち、教育・学習支援業	3	97	8,894	4,847	4,047	83.5	↘
うち、医療・福祉	2	218	8,110	8,181	▲ 71	▲ 0.9	
複合サービス事業、サービス業	12	6,542	14,331	12,713	1,618	12.7	↗
うち、複合サービス事業	5	3,769	13,322	10,353	2,969	28.7	↘
うち、自動車整備・機械修理							
うち、賃貸・広告業	1	202	21,738	19,571	2,167	11.1	
うち、その他	6	2,571	15,228	15,635	▲ 407	▲ 2.6	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。



令和7年8月20日

大阪労働局長
高橋 秀誠 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け大労発基 0714 第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府塗料製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。